

# パブリックコメントの結果公表

様式3

施策担当課→市民活動団体支援課→広報課

|  |                   |
|--|-------------------|
| 案件名  | 「藤枝市犯罪被害者等支援推進計画」 |
| 「藤枝市犯罪被害者等支援推進計画」対し、ご意見をいただきありがとうございました。提出された意見の内容（要約）及び意見に対する市の考え方は次のとおりです。 |                   |

## パブリックコメントの結果

|               |     |
|---------------|-----|
| (1) 意見提出者の数   | 3 人 |
| (2) 提出された意見の数 | 4 件 |

## 意見の反映状況

|                 |     |
|-----------------|-----|
| (1) 反映した意見      | - 件 |
| (2) 既に盛り込み済みの意見 | 2 件 |
| (3) 今後の参考とする意見  | 1 件 |
| (4) 反映できない意見    | - 件 |
| (5) その他（質問含む）   | 1 件 |

## 意見の反映状況一覧

| No. | 意見の内容  | 市の考え方   | 反映結果        |
|-----|--|---|-------------|
| 1   | 「犯罪被害者等」には交通事故の被害者も含まれるのか。含まれる場合、見舞金は支給してもらえるのか。 | 交通事故の被害者は市条例第2条第2号の「犯罪被害者等」に含まれていません。ただし、見舞金は市条例施行規則第6条第2項により、自動車損害賠償責任保険の対象となる被害には原則として支給することができないこととなっております。  | その他（質問）     |
| 2   | 犯罪被害を受けたことで、家族、特に高齢者や子どもに影響があった場合の支援策が必要であると思う。  | 犯罪被害により生活環境が変化したことに伴う高齢者や子ども、子育てに関する相談はそれぞれ各担当課で対応するよう、第5章 到達点と推進施策の重点取組項目1の(3)相談及び情報の提供等や重点取組項目2の(2)物品貸与、(4)日常生活支援などに各種の支援策を示しております。   | 既に盛り込み済みの意見 |
| 3   | 計画策定後、犯罪被害者の方は、その内容をどのようにすれば確認できるか。              | 犯罪被害者等の方々に対する情報提供については、第5章 到達点と推進施策の重点取組項目1の(1)支援についての教示に示してあります。なお、この計画の内容については、藤枝市のHPと今後作成するリーフレットにより周知します。リーフレットについては、自治協力委員会や様々な研修会などで効果的な周知を行い、併せて、地区交流センターなど市の施設や藤枝警察署、犯罪被害者支援センターでの配布や配架を予定しております。 | 既に盛り込み済みの意見 |

|   |   |   |                   |
|---|---|---|-------------------|
| 4 | <p>犯罪被害者は、刑事裁判の手続きを確認したり、損害賠償請求を検討したりする目的で、弁護士に相談することもあるが、その場合の弁護士費用などの支援はないのか。</p> | <p>弁護士による法律相談については、市や支援センター、法テラスなどの無料法律相談の利用を想定しております。今後、弁護士費用など実態を調査し、支援策を検討してまいります。</p> | <p>今後の参考とする意見</p> |
|---|---|---|-------------------|

意志決定後の計画、策定案の内容

|    |  |
|----|--|
| 資料 |  |
|----|--|

|        |  |
|--------|--|
| 意見公表場所 |  |
|--------|--|

|       |  |
|-------|--|
| 担 当 課 | <p>藤枝市 部 課 係 (担当者 )</p> <p>電話 : — — (内線 )</p> <p>電子メール :</p> |
|-------|--|